

食費

ほっとニューズ
Vol.11

暑かった夏が終わり、季節は秋になりました。秋といえば何を思い浮かべますでしょうか。食欲の秋、読書の秋と様々ありますが、北陸地方には9月の台風接近数が例年多く数えられています。海面温度の上昇等の影響で今年も台風の勢力の強さは注目して事前に備えておきたいところです。



居宅介護支援事業所

【受入状況】石井：空き◎
小林：空き◎

ほっとしばた居宅活動報告

先日ZOOMを使った研修で初めてグループワークを行いました。こういった機能があつたことも驚きでしたが、円滑に実際のようなグループワークが出来たので、とても良い研修でした。今後はこういった機能を利用した研修が増えていきそうです。



介護保険施設における負担限度額が変わりました

令和3年8月1日より、一定額以上の収入や預貯金等をお持ちの方の食費の負担額の見直しが行われ、施行されました。
※世帯全員が市町村民税非課税の場合が対象です。

補足給付の預貯金要件の見直し

食費の負担限度額の見直し



年金収入等	預貯金	施設入所者	SS利用者
80万円以下	単身 650万円 夫婦 1,650万円	390円	600円
80万円～ 120万円以下	単身 550万円 夫婦 1,550万円	650円	1,000円
120万円超	単身 500万円 夫婦 1,500万円	1,360円	1,300円

